

## 東日本大震災被災単位会及び会員に対する本会の支援について

23. 4. 15

この度の東日本大震災により被災されました皆さま方には、心からお見舞とともに1日も早く復興されることをお祈り申し上げます。

さて、日行連におきましては皆さまもご承知のとおり、被害を受けた青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の各行政書士会と会員を支援するため、募金活動を開始しておりますが、阪神淡路大震災時の経験から非常時にはまず現金が必要と判断し、本日現在、その募金と災害助成基金積立預金取りくずしとを合わせて、5単位会に4,500万円の支援を行っております。

本会でも、このような未曾有の緊急事態に対応するため、直ちに常任理事会構成員による大規模災害支援対策本部を立上げ、情報収集とともに支援対策の検討を行いました。その結果を踏まえ、3月26日に開催された理事会において、日行連に協力して被災者救援のための義援金を集めることや、22年度の事業計画・収支予算の見直しにより会として100万円を総務部予算から支出することなどについて報告し、意見を諮ったところ、出席理事全員の賛成をいただきました。

なお、この100万円につきましては第1次募金の期限とされる4月15日に会員の皆さまからお寄せ頂いた浄財576,170円と合わせて、日行連へ送金したことをご報告させていただきます。

支援対策本部では、今後も行政書士としてどんな支援ができるのか等の検討を行いますが、同時に募金の方も引き続き募集しておりますので、皆さま方におかれては何かと出費の多い時期とは存じますが、被害を受けた単位会（福島会及び茨城会は事務局の建物自体が立入り禁止状態）や、自ら被災するとともに顧客も失った会員の支援のため、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

大規模災害支援対策本部

本部長 加藤 隆夫

(事務局からのお知らせ)

日行連へ拠出する東日本大震災単位会・会員向け義援金は、次の郵便振替口座にお振込みされるよう、お願いします。

口座記号番号：02760-4-66453 加入者名：北海道行政書士会

なお、4月号の会報発行時に同封した振込用紙（払込取扱票）は会費納入・斡旋物品購入用ですので、義援金には使用できません。